

告知事項

この告知事項は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」といいます。）第 23 条の 13 第 3 項第 2 号（法第 27 条において準用される場合を含みます。）に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号。以下「開示府令」といいます。）第 14 条の 14 の 2 第 3 項各号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号。以下「特定有価証券等開示府令」といいます。）第 19 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項を掲げたものです。

1. 証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」といいます。）が運営する法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する特定取引所金融商品市場（以下「本市場」といいます。）に上場している有価証券（他の取引所金融商品市場に重複して上場している等の理由により、その発行者が当該有価証券に関して有価証券報告書の提出義務を負っているものを除きます。以下本告知事項において同じとします。）は、法第 4 条第 3 項に規定する特定投資家向け有価証券（いわゆるプロ向け銘柄）に該当します。
2. 本市場に上場している有価証券に関しては、法第 4 条第 7 項第 1 号並びに開示府令第 6 条各号及び特定有価証券等開示府令第 7 条各号に掲げる開示が行われている場合のいずれにも該当しません。
3. 貴社／貴殿が法第 2 条第 3 項第 2 号ロ(2)に規定する特定投資家等に該当しない場合であって、本市場に上場している有価証券に係る売付注文の相手方になろうとする場合には、開示府令第 2 条の 7 第 1 項各号、特定有価証券等開示府令第 4 条の 4 をご確認ください、貴社／貴殿がこれらに規定する場合のいずれに該当するのかをご確認ください。
4. 本市場に上場している有価証券の有価証券交付勧誘等については、法第 4 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の適用があります。
5. 本市場に上場している有価証券については、特定証券等情報又は発行者等情報が公表されている場合があります。それらの詳細は以下のとおりです。
 - (1) 本市場に上場している有価証券については、法第 27 条の 31 第 2 項の規定により、当該有価証券について既に行われた法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する特定投資家向け取得勧誘又は法第 2 条第 6 項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合があります（公表の有無を確認する方法については、下記(3)をご参照ください。）。
 - (2) 本市場に上場している有価証券については、法第 27 条の 32 第 1 項から第 3 項までの規定により、発行者等情報が公表されている場合があります（公表の有無を確認する方法については、下記(3)をご参照ください。）。
 - (3) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報の公表の有無については、本所のホームページ（<https://www.sse.or.jp/>）において確認することができます。
 - (4) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報は、本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条及び第 125 条、又は第 208 条及び第 215 条に従い、以下に掲げるすべての方法によって公表されます。なお、次の(a)から(c)までに規定するホームページアドレスは変更になる場合があります。変更後のホームページアドレスは、本所のホームページにおいてご確認ください。
 - (a) 本所のホームページに掲載する方法
本所のホームページアドレス <https://www.sse.or.jp/>
 - (b) 当該銘柄の発行者のホームページに掲載する方法
各銘柄の発行者のホームページアドレスについては、本所のホームページにおいて確認することができます。
 - (c) 適時開示情報閲覧サービスに掲載する方法

同サービスのホームページアドレス

<https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/index.html>

(令和 8.3.19 変更)

6. 本市場に上場している有価証券（債券を除きます。）の所有者に対しては、当該有価証券の発行者が有価証券報告書提出会社である場合を除き、法第 27 条の 32 及び本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 125 条の規定により、当該有価証券の発行者の事業年度終了後 3 か月及び中間会計期間の終了後 3 か月以内に、発行者等情報の公表が行われます。また、本市場に上場している債券（法第 3 条各号に規定する有価証券を除きます。）の所有者に対しては、当該有価証券の発行者が有価証券報告書提出会社である場合を除き、法第 27 条の 32 及び本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 215 条の規定により、当該有価証券の発行者の事業年度終了後 3 か月以内に、発行者等情報の公表が行われます。

(令和 8.3.19 変更)